宇治 市政だより

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141(代)
印刷所 KK 新進堂

市の人口
(47年4月末日現在)

世帯数	31,563世帯
前月比	156世帯増
人口	112,056人
男	57,355人
女	54,701人
前月比	728人増

面積
67.29平方キロメートル

町づくりの基礎資料に
市民の生活環境調査

宇治市は、市民のみなさんのくらしを守り、住みよい町づくりをめざしていますが、そのためには、みなさん方がどのような環境で生活をし、どのような要望を持っておられるかを正しく知ることが必要です。

そこで、「モニター制度」の実施にひきつづき、今度は、三千人の方を対象とした「生活環境調査」をおこなうことになりました。

いま、市では、長期にわたる総合的な将来計画をたてるため「宇治市総合計画審議会」を設けるため準備をすすめていますが、この調査も、総合計画の基礎資料とするためにおこなうものです。

宇治市は住宅や工場の進出、それにともなう人口急増など過密の悩みを背負っている一方、笠取地区では過疎の問題がおこっています。公害の苦情もあいついでいます。

この調査の対象になられた方は、どうか、ありのままのことをご記入になり、この調査にご協力くださいますようおねがいいたします。

◇調査の方法

この調査は、市内全域を対象とし、二十才以上の市民の方三千人を、住民基本台帳から無策為に選んでいます。また、地域別・年令別・男女別の比率にもとづいて調査人数を選び、この調査結果が市民全体の意見の集約になるよう考慮しています。

なお、三千人というと、市の全人口の約二・七%、二十才以上人口の四・二六%にあたります。

◇調査の内容

調査する内容は、次のように大きく四つに分けられています。

(1)住所・性別・年令・職業・家族構成など一般事項。

ご協力おねがいします

(2)住宅の種類や居住時期、まわりの環境、公害問題など住宅環境について。

(3)近所づきあい、町内会、こどもの問題など日常生活の人間関係について。

(4)宇治市を住みよくするためにはどうしたらよいか、市民生活にはどんな施設が必要であるかなど、こんごの町づくりについて。

◇発送と回収

今月の中頃に、調査の対象になられた方に調査票を郵便でお届けします。調査票にご記入のうえ、今月末までに返送くださいますようおねがいします。

◎この調査についてのご質問は市役所企画調整室（電話㉒三一四一番）まで。

善意の寄付

あたたかいみなさんの善意ありがとうございます。社会福祉などに活用させていただきます。

○五ケ庄二番割の長島寿美さんから金五万円。
○とく名の方から金千円。
○羽拍子町五十六の奥田康文さんから金一万円。
○広野町東裏四十五の下村寿栄さんから金二十万円。
○浦和第四婦人会から金二万五千円。
○広野町一里山の古川正さんから金二万円。
○五ケ庄福角二十五の辻 誠さんから金千円。
○東宇治婦人会から金二万五千十円。
○宇治婦人会から金一万円。
○槇島婦人会から金一万円。
○木幡・六地蔵婦人会から金二万六百十円。
○開婦人会から金一万八千三百九十五円。
○とく名の方から金四千円。
○とく名の方（鶴亀氏）から金五千円。
○五ケ庄折坂五の大山武雄さんから金二千四百七十円。
○木幡東中二十六の 大倉 正三さんから金五万円。

宮城敏夫氏

前号の市政だよりで憲法のお話をうかがった宮城敏夫さんが、脳出血のため奇しくも憲法記念日の五月三日、なくなられました。

宮城さんは、府教育委員や平等院の長老として活躍されただけでなく市政に対しても深い関心を示され、社会福祉や文化財保護・都市計画などについても大きな足跡を刻まれました。

ここに謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

昭和47年度に限り
A農地の課税に特例
農地課税審議会を設置

都市化のため、優良茶園の近くまで押しよせてきた住宅群（木幡正中で）

市街化区域農地に対する宅地並課税については、昨年来、全国の農民や農業団体が猛烈に反対、各地方自治体や地方議会も国に改正を迫るなど、大きな問題となっていました。宇治市議会でも、市税条例の改正については、農民から農地を取り上げ、郷土産業を破壊する税制であるなどの理由で、いったん否決しました。

市では、こうした情勢の中で、終始、精農家の生活と経営を守り七百五十年の伝統をもつ宇治茶の滅亡を防ぐ立場から、いち早く全国市長会に税制改正を呼びかけ、農協や茶生産組合など農業団体と一体となって、自治省・建設省・農林省など国へ強く働きかけてきました。こうした運動が功を奏し去る三月、国会において、地方税法が再び改正され、四十七年度から実施されるA農地の課税について、特別措置がとられることになりました。

この地方税法の改正をうけて、五月九日、臨時市議会で市税条例の一部改正と農地課税審議会条例が可決されました。これにより、四十七年度に限りA農地で耕作の用に供されているもの（市街地内に点在するものにあっては都市の緑化に寄与し、将来、緑地として残すことが適当であると認められるもの＝特例対象農地）については、従来の農地並の税額に減額して課税することになります。

また、特例農地に該当するかどうかを公正に認定するため、「宇治市農地課税審議会」を設置することになりました。審議会の委員は七人で、農業関係の学識経験者四人、都市計画関係学識経験者二人、その他の学識経験者一人で構成されます。

今後、審議会がA農地を一筆ごとに調査し、特例農地であるかどうか認定を行なってから課税することになります。

今月の出張徴収

五月二十八日（日）
旦椋公会堂・広野公民館
伊勢田公民館・開公民館

五月二十九日（月）
木幡公民館・東宇治消防出張所

五月 三十 日（火）
川東公民館・神明公民館

◎時間はいずれも午前十時から午後四時までです。もよりの会場へお越しください。

市議会だより

先の三月定例会で、四十七年度当初予算など連日にわたる重要案件の審議が終わった事などで、例月になくやわらいだ雰囲気が伺える四月の市議会は、市行政の調査研究や住民の市政参加に関する積極的な活動が行なわれ、また、三月定例会で付託された案件の審査のため、それぞれ委員会が開催されました。

◇文教委員会

要望事項としてでている、各学校の施設設備の改善及び採択された請願の措置について、十三日、市教委の説明及び報告を受けました。

◇建設委員会

十四日には、宇治市公共下水道事業計画の変更について、また、今後の計画の見通しについて 市理事者の説明を 受けました。

二十一日は、東海道自然遊歩道予定コースの現地視察を、二十五日には請願の審査を行ないました。

◇経済水道委員会

二十五日に市街化区域内における優良茶園の保護対策に関する請願など二件を審査。しかし結論に至らず継続審査とされました。

◇京滋バイパス対策特別委員会

京滋バイパス路線計画案に対する、歴史的環境と風致保全のための反対に関する請願を審査するに当たって、二十六日予定路線に点在する文化財・古墳・史跡などの現地視察を行ないました。

◇公害対策特別委員会

二十七日、大阪国際見本市会場で行なわれた公害防止特別展示会を見学し、公害防止対策について協議しました。

議会を傍聴しましょう

議会を傍聴することは、市民として市政の運営を知るもっともよい機会です。みなさんの選んだ議員の正しい活動を十分理解する機会でもありますので、積極的に傍聴するよう心がけましょう。

傍聴しようとするときは、議会事務局に住所・氏名をつけてお申し出いただけば、五十五人まで傍聴することができます。

議会傍聴人規則では、次に該当する者は、傍聴席に入ることができないと規定しています。

一、銃器、その他危険なものを持っている者
一、精神に異常がある者
一、酒気をおびている者
一、その他議長が適当でないと認めたもの

また、傍聴席にある傍聴人は静粛に傍聴しなければならないと定められています。

委員会は原則として制限公開主義をとっていますが、委員長の許可を得て委員会を傍聴することができます。

市議会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四回、定例会が開かれるほか、必要に応じて特定のことがらを審議する臨時会も開かれます。

いずれも、開会されるときは開会一週間前（急を要するときはこのとおりでない）に告示されています。

◎議会のことなどについてこまかくお知りになりたいときには議会事務局（市役所内）にご連絡ください。

◎また、"議会だより"についてのご意見ご要望もお寄せください。

南京信〈長期 住宅ローン〉で夢の実現を!!

今がチャンスです！
南京信『住宅ローン』をご利用ください。
建築資金が足りないから……といってマイホームの夢をあきらめないでください。南京信はそんなあなたのお手伝いをよろこんでいたします。
住宅のご相談は、当金庫本支店の〈住宅相談コーナー〉でおたずねください。

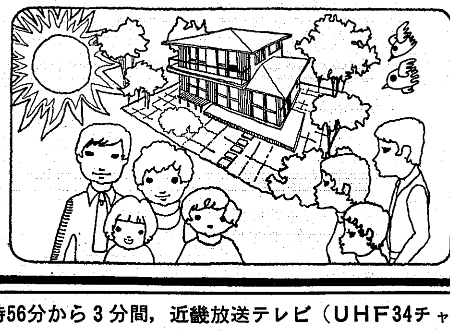

南京信「住宅ローン」のあらまし

資金使途	土地付住宅の購入資金・住宅の新築・増改築資金，住宅を建築するための土地購入資金。
融資限度	年収の3倍までとし、取得物件価格の70%以内とします。
返済方法	毎月返済コース ボーナス返済併用コース
返済期間	5年（60カ月）～15年（180カ月）

みなさまの
南京都信用金庫

市では，毎週月曜日の午後9時56分から3分間，近畿放送テレビ（UHF34チャンネル）で市政だよりを放送しています。

調整区域内での開発・建築

既得権の届が必要です

六月二十七日までに

新都市計画法により、府下の都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に区分されました。このうち、市街化調整区域は農林業などに重点がおかれ、市街化を抑制される区域ですから、都市計画法による一定のもの以外の開発行為はできなくなりました。一定のものとは、農業などに従事する方の住宅のほか、公民館、小・中学校などの公益上必要な建物、府や市町村などの行なうものなどに限られます。

しかし、既得権の取り扱いとして、区域区分の決定の日（昭和四十六年十二月二十八日）以前に市街化調整区域に自己の居住または業務の用に供する目的で所有している土地（借地を含む）があり、その目的で開発や建築をしようとする方は次のことを六カ月以内に知事に届け出れば、市街化調整区域であっても開発行為または建築行為に対して許可を受けることができます。ただし、告示の日から五年以内に建物を建てるものに限られます。

(一)届出をしようとする者の職業
(二)土地の所在・地番・地目および地積
(三)土地の所有権などを有していた目的
(四)土地の所有権以外の権利である場合はその権利の種類および内容

市街化調整区域内の所有者でこの既得権者の取り扱いを希望される方は、昭和四十七年六月二十七日までに必ず京都府宇治土木工営所へ届出てください。

この制度に関する相談、お問い合わせは京都府宇治土木工営所、宇治市建設部都市計画課または管理課へ連絡してください。

▼乳児健康診査

五月にお誕生日を迎える赤ちゃんを対象に、医師による一才児健康診査を実施します。

五月　十六日（火）
五月二十三日（火）
時間は午後一時半～三時半

場所は市民会館三階大会議室
◎該当者には個人通知をします。
◎母子手帳をご持参ください。
◎健診料は無料です。

▼三・四カ月児教室

昭和四十七年一月十六日～二月十五日までに生まれた赤ちゃんを対象に、離乳教室、体重・身長測定、身体異常の早期発見、育児相談を行ないます。

五月　十七日（水）
五月　十八日（木）
場所は労働セツルメント（市民会館内）
受付時間は午後一時～一時半（はじめに集団指導を行ないますので、受付時間内においでください）

▼乳児健康相談

生後四カ月～十二カ月の赤ちゃんを対象に、保健婦による健康相談を行ないます。

五月　十九日（金）旦椋公会堂
五月二十六日（金）小倉公民館
六月　二日（金）木幡公民館
時間は午前九時半～十一時

▼母親教室

初妊婦を対象に、保健婦・栄養士・助産婦による教室を開催します。

五月二十四日（水）小倉公民館
時間は午後一時半～四時

▼血圧相談

五月十八日（木）県神社社務所
時間は午前九時半～十一時
五月二十五日（木）神明公民館
時間は午後一時半～三時

（保健衛生課）

日本脳炎の予防接種

日本脳炎の発生期が近ずいてきました。めんどうでも、予防接種を受けることが、あなたを日本脳炎から守ってくれます。

▽接種を受ける人

満三才以上の全市民。

▽接種の方法

(1)ことしはじめて接種する人は一週間間隔で、二回受けてください。
(2)毎年受けている人は一回だけ受けてください。

▽料金

ことしから無料になり、これで予防接種はすべて無料になりました。

日本脳炎予防接種の日程表

1回目	2回目	会場
5月30日	6月 6日	小倉公民館
5. 31	6. 7	東宇治幼稚園
6. 1	6. 8	神明公民館
6. 2	6. 9	伊勢田公民館
6. 3	6. 10	木幡小学校
6. 5	6. 12	槇島公民館
6. 13	6. 20	広野公民館
6. 14	6. 21	小倉幼稚園
6. 15	6. 22	木幡公民館
6. 16	6. 23	開公民館
6. 17	6. 24	宇治市役所
6. 19	6. 26	旦椋公会堂
6. 27	7. 4	莵道公民館
6. 28	7. 5	紫ケ丘公民館
6. 28	7. 5	笠取地区

▽おねがい

熱のある人、心臓血管系・じん臓・肝臓に疾患のある人、かっけ・栄養障害・衰弱のはげしい人、結核などの人は受けることができません。

▽体温は、会場にこられる前に必ず測ってきてください。

▽時間はいずれも午後一時半から三時までです。

ただし、笠取第二小は午後一時半から二時、笠取小は二時半から三時半までです。

（保健衛生課）

学生の無料

(法)(律)(相)(談)

と　き……5月21日（日）
　　　　　午前10時～午後3時半

ところ……市役所3階大会議室

相談内容…財産・借地借家・身分・公法・その他

◇

立命館大学法律相談部のみなさんが、自分たちの研究も兼ねて、ことしも、無料法律相談を開かれます。

市民のみなさんの方で、法律問題でお悩みの方は、この機会をご利用になって、お気軽に相談ください。この相談は、宇治市社会福祉協議会および宇治市などが後援し、昨年の相談は56件ありました。秘密は厳守されます。

なお、当日、関係書類があればご持参ください。

私の意見

こどもの安全のために

宇治市交通指導員会長　久田国紘さん

市民のみなさん、私たちは、こどもを交通事故から守ることを第一とし、日夜、しんけんに取りくんでいます。

こどもたちは、私たちの指導を素直に受入れ、正しく横断歩道を渡ってくれます。しかし、大人の方はといえば、車のはげしい交差点を堂々と斜め横断したり、信号を無視して渡られる方がたくさんおられます。

私たち交通指導員は、日頃、このことを一番恐ろしく感じ、大人が規則を犯すことによってこどもたちの素直な心や行動が踏みにじられていくのではないかと、不安な気持ちで心を痛めています。

こどもを交通事故から守るためには、まず、大人が規則を正しく守って、身をもってこどもたちに教えていくことが大切だと思います。いまのような大人の現状では、こどもを交通事故へと導いていると言っても過言ではありません。親として、大人としての責任は重大です。

▼こどもの安全も事故も　大人の行動から

どうかみなさん、こどもの安全を願う私たち指導員の心をおくみとりくださり、毎日、道路を歩く中に、こどもの手本となる正しい交通道徳を身につけてください。

こうしてはじめて、こどもの安全が守られ、大人自身の安全も守られるのです。

声を大にして、大人のみなさんにお願いいたします。

〔投稿のおねがい〕

市政だよりの係では、市民のみなさんから、市政や日常生活についての建設的な意見をお待ちしています。四百字以内にまとめて、住所・氏名を明記して、市役所文書広報課（宇治琵琶三十三）までお送りください。

市民の

スポーツ教室

市では、昨年から、学校開放事業として、市内の宇治中学校と西宇治中学校の体育館や運動場を利用して、市民のみなさんのスポーツ教室を開いてきました。

昨年は、バレーボールやソフトボール・サッカーなどのルールや基礎技術を勉強。延べ七百人が参加され、大好評でした。そこで、今年度からは東宇治中学校でも開くことになり、六月からの実施を目標に準備をすすめています。

▽バレーボール・テニス
五月二十八日（日）
九時から十二時まで
宇治中学校

▽卓球・ソフトボール
五月二十八日（日）
九時から十二時まで
西宇治中学校

参加希望の方は、運動のできる服装をして、直接会場へおこしください。なお、指導は専門の講師および校下の体育指導委員があたります。

（社会教育課）

□□□□□□□□□

消火器を買うときは

最近、皆さんのご家庭に消防署員とまぎらわしい服装や態度で、言葉たくみに消火器を売りあるいている業者があります。消火器を購入するとき、次のことによく気をつけてください。

▽消防署員・市職員が消火器を売ることは絶対ありません。

なお、不審があれば身分証明書の提示をもとめてください。

▽消防署が業者を指命して、消火器を売らすこともありません。

▽家庭に消火器の義務的設置の規定はありません。

▽消火器は信用ある業者で、また町内会で相談して購入されるとよいと思います。

▽消火器の購入や防火相談、その他不審な点がありましたら、消防署の予防係までお問い合わせください。（電話㉑二八一〇番・㉒〇八九四番）

火事・救急は　一一九番

（宇治市消防本部）

図書室の休室

五月二十九日から十日間

広く市民のみなさんに、市民会館図書室をご利用いただいていますが、五月二十九日から六月八日までの十日間、蔵書点検のため休室いたします。ご不便をおかけしますが、ご協力くださいますようおねがいいたします。

謡・仕舞の会

春の市民文化祭の協賛として、五月二十一日（日）午前十時から宇治神社神楽殿で、謡・仕舞の会が開かれます。多数ご来場ください。

（社会教育課）

身体障害者の

更生相談

六月十三日（火）午前十時から宇治市大久保町の旦椋公会堂で、今年度第一回目の身体障害者の更生相談が行なわれます。

この更生相談は ①更生医療、補装具の判定相談、障害手帳の交付などの医学的相談 ②身体障害者の身上や生活相談などです。該当する方は、積極的にこの相談をご利用ください。

なお、眼科・耳鼻科関係の相談は午後一時からです。

（福祉事務所）

（センターライス取扱店）
池本米穀店
宇治市小倉町久保60
電話（21）2448番

（センターライス取扱店）
村田米穀店
宇治市五ケ庄西浦49
電話（31）8044番